

大口町告示第33号

大口町ホームページの管理及び運用に関する要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成30年3月30日

大口町長 鈴木雅博

大口町ホームページの管理及び運用に関する要綱の一部を改正する要綱

大口町ホームページの管理及び運用に関する要綱（平成12年大口町告示第148号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「総務部秘書広報課（以下「秘書広報課」という。）」を「総務部政策推進課（以下「政策推進課」という。）」に、同条第3項中「秘書広報課」を「政策推進課」に改める。

第4条第3項及び第4項中「秘書広報課長」を「政策推進課長」に改める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。